

「全体についての防火・防災管理に係る消防計画」（作成例）について

【注意事項】

- ・すべての防火対象物（防災対象物）に適応できるものではありません。
- ・消防計画を作成及び変更の際には、必ず内容を確認してください。ここで示しているのはあくまでも例示です。
- ・必ず、防火・防災管理を行う建物に即した内容に変更してください。

以上

第1 総則

（第1-1 目的及び適用範囲）

1. 目的

この消防計画は、消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定並びに同法第8条の2の5に基づき、統括防火・防災管理者が、_____の全体についての防火・防災管理上必要な業務に係る事項及び自衛消防組織に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、大規模地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減、二次的災害の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この消防計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物及びその他工作物並びに敷地内に勤務又は出入りする全ての者
- (2) 当該建物等の防火・防災管理上必要な業務を受託している者

（第1-2 管理権原者等の責務）

3. 管理権原者の責務

- (1) 各管理権原者は、各々が選任した防火・防災管理者が作成する消防計画に基づき、当該防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行すること。
- (2) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力すること。
- (3) 建物所有者、管理者、各事業所の管理権原者の全てで、「防火・防災管理に係る協議会」を組織し、統括防火・防災管理者を協議して定め、この建物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせること。協議会の運営等については次のとおりとする。
 - (ア) 「防火・防災管理に係る協議会」の組織、構成員等は別表1のとおりとする。
 - (イ) 協議会には、会長、副会長を設け、会長が会務を統括し、会長に事故がある場合は副会長がその職務を代行する。
 - (ウ) 協議会は、統括防火・防災管理業務の次の事項について協議し決定する。
 - ① 統括防火・防災管理者の選任・解任
 - ② 全体についての消防計画に関する事項
 - ③ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関する事項
 - ④ 避難上必要な施設の管理に関する事項
 - ⑤ その他全体についての防火・防災管理上必要な事項
- (4) 統括防火・防災管理者を定めたときは、「防火・防災管理に係る協議会」の代表者名をもって消防に届出すること。

4. 統括防火・防災管理者の権限及び責務

- (1) 統括防火・防災管理者は、次の事項について、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物等の全体について防火・防災管理上必要な業務を適正に遂行すること。
 - (ア) 「全体についての防火・防災管理に係る消防計画」の作成、変更及び届出に関する

こと。

- (イ) 各事業所の防火・防災管理者又は防火・防災管理業務に従事する者に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。
 - (ウ) 防火対象物等の全体についての消火、通報、避難の訓練の実施に関すること。
 - (エ) 防火対象物等の避難上必要な施設（廊下、階段、避難口など）の管理に関すること。
 - (オ) 火気使用の制限、禁止に関すること。
 - (カ) その他全体についての防火・防災管理上必要な業務に関すること。
- (2) 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出、連絡を行うとともに、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- (3) 「全体についての防火・防災管理に係る消防計画」を作成又は変更した場合は、その内容を各事業所に周知すること。

5. 事業所の防火・防災管理者の責務について

- (1) 防火・防災管理者は、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告等すること。
- (ア) 防火・防災管理者の選任又は解任のとき
 - (イ) 事業所の消防計画の作成又は変更のとき
 - (ウ) 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
 - (エ) 消防用設備等の法定点検の実施及び結果について
 - (オ) 建物等の定期検査の実施及び結果について
 - (カ) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備などを確認又は改修したとき
 - (キ) 火気を使用する設備又は電気設備の新設、改修などを行うとき
 - (ク) 臨時的に火気を使用するとき
 - (ケ) 多量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵取扱いを行うとき
 - (コ) 客席や避難通路など事業所内の変更を行うとき
 - (サ) 用途を変更するとき（一時的な変更を含む。）又は催物を開催するとき
 - (シ) 内装の改修又は改築などの工事を行うとき
 - (ス) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - (セ) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - (ソ) 防火・防災管理業務の一部を委託又は防火・防災管理者の業務を委託するとき
 - (タ) 消防機関が行う立入検査、完成検査などの実施及び結果について
 - (チ) 統括防火・防災管理者から指示された事項を履行したとき
 - (ツ) 自動火災報知設備などと連動した自動通報装置などを設置するとき
 - (テ) その他火災予防上必要な事項の実施等をしたとき
- (2) 防火・防災管理者は、この「全体についての消防計画」に適合するように事業所の消防計画を作成すること。
- (3) 防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守すること

(第1－3 自衛消防組織)

6. 自衛消防協議会の設置

- (1) 消防法第8条の2の5の規定に基づき、火災の初期の段階における消防活動、消防機

関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会を設置する。

(2) 「自衛消防に関する協議会」の構成は、別表1のとおりとする。

(3) 協議会には、会長、副会長を設け、会長が会務を統括し、会長に事故がある場合は副会長がその職務を代行する。

(4) 会長は、自衛消防協議会の開催に際し、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

7. 自衛消防協議会の事業

自衛消防協議会は、自衛消防組織を設置し、運営するために必要な事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

(1) 自衛消防組織に係る協議事項の審議、承認に関すること。

(2) 自衛消防組織に係る装備等に関すること。

(3) 自衛消防訓練に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

8. 自衛消防組織の統括管理者の選任

自衛消防組織に統括管理者を置く。統括管理者には、自衛消防業務講習修了者などの資格者を充てる。

9. 自衛消防組織の統括管理者の責務

(1) 自衛消防組織の統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるように自衛消防組織を統括する。

(2) 自衛消防組織の統括管理者は、統括防火・防災管理者に他市、自衛消防活動に関する事項を報告する。

10. 自衛消防組織の業務の範囲

(1) 自衛消防組織は、全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。

(2) 隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、自衛消防隊長の判断に基づき、建物に設置されている消防用設備等を有効に活用し、活動する。

(3) 近隣建物等に対する応援出場は、応援協定に定める範囲内とする。

11. 自衛消防組織の設置又は変更の届出

自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置又は変更については、自衛消防協議会の代表者名をもって消防に届出すること

(第2 全体についての防火・防災管理業務)

(第2-1 管理権原者の権原の範囲等)

12. 管理権原者の権原の範囲

建物の各管理権原者の権原の範囲については、別表2のとおりとする。

13. 点検・検査について

(1) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施すること。

(ア) 防火対象物点検は、_____の責任により行うこと。

(イ) 防災管理点検は、_____の責任により行うこと。

(ウ) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者などが立ち会うこと。

- (2) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施すること。
- (ア) 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行うこと。
 - (イ) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立ち入りを認めるなど、点検が適切に実施できるように協力すること。
 - (ウ) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者などが立ち会うこと。
- (3) 自主点検及び自主検査は次のとおり実施すること。
- (ア) 統括防火・防災管理者は、**別表3**「自主点検表（消防用設備）」及び**別表4**「自主検査表（防火対象物）」に基づき、自主点検及び自主検査を実施すること。
 - (イ) 消防用設備等の自主点検の実施時期は、（例）法定点検月以外の全ての月とする。
 - (ウ) 建物の自主検査の実施時期は、（例）法定点検月以外の全ての月とする。
- (4) 統括防火・防災管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果をとりまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火・防災管理維持台帳に保管すること。
- (5) 統括防火・防災管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための措置を図ること。

14. 防火・防災管理業務の一部委託について

- (1) 建物の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火・防災管理業務に従事する者（受託者）及びその業務の範囲等については、**別添1**「全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。
- (2) 統括防火・防災管理者は、建物全体についての防火・防災管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火業務について、委託等の内容を確認すること。
- (3) 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火・防災管理業務を適正に行うとともに、当該建物の各管理権原者及び統括防火・防災管理者の指示の下にその業務を実施すること。
- (4) 受託者は、受託した全体についての防火・防災管理業務実施状況について、定期的に統括防火・防災管理者等に報告すること。

（第2-2 自衛消防訓練）

15. 自衛消防訓練の実施

- (1) 統括防火・防災管理者は、建物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を次のとおりに実施すること。また、訓練を実施する場合は、消防に必要な届出を行うこと。
- (ア) 消防法第8条の2の規定による火災を想定した総合訓練（消火、通報及び避難訓練等）は、（例）〇月と〇月（1年に2回以上）に実施する。
 - (イ) 消防法第36条の規定による地震を想定した避難訓練等は、（例）〇月（1年に1回以上）に実施する。
- (2) 統括防火・防災管理者は、**別表5**「消防訓練実施結果記録書」を作成し、防火・防災管理維持台帳に保管し、反省点などについては、次回の訓練に反映させること。

（第2-3 避難施設の維持管理及びその案内）

16. 避難施設等の維持管理について

統括防火・防災管理者は、廊下、階段、避難口、防火区画、防煙区画などの避難施設を適正に管理すること。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路などの避難施設
 - (ア) 避難の障害となる設備又は物品を設けないこと。
 - (イ) 床面は避難に際し、つまずき、すべりなどがないうよう維持すること。
 - (ウ) 避難口などの戸は、容易に解放できるものとし、開放した場合においても廊下、階段などの幅員を避難上有効に保つようにすること。
- (2) 防火区画、防煙区画などの維持管理
 - (ア) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保つこと。
 - (イ) 防火戸の閉鎖の障害となる設備又は物品を設けないこと。
- (3) 避難経路の案内図など
統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、在館者（従業員、客など）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を作成し、見やすい個所に掲示すること。

(第2-4 自衛消防活動等)

17. 自衛消防組織の設置

- (1) 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を設置する。
- (2) 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成する。
- (3) 本部隊に自衛消防隊長及び班を置く。
 - (ア) 自衛消防隊長は、統括防火・防災管理者がその任務に当たる。
 - (イ) 自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。
 - (ウ) 班は、通報班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班の各班を設け、各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。
 - (エ) 自衛消防業務講習修了者は、本部隊の各業務の班長に充てる。
- (4) 地区隊に地区隊長及び班を置く。
 - (ア) 班は、通報班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班の各班を設け、各班には班長を置く。
 - (イ) 地区隊の組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
- (5) 自衛消防組織の編成及び主たる任務並びに資格管理表は次のとおりとし、その編成は、自衛消防隊長が定める。
 - (ア) 別表6「自衛消防組織の編成と任務（編成表）」
 - (イ) 別表7「自衛消防組織の編成と任務（資格管理表）」
 - (ウ) 別表8「自衛消防組織の編成と任務（任務表）」

18. 自衛消防隊長の権限

- (1) 自衛消防隊長は、自衛消防組織の当該防火対象物等における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 自衛消防隊長の代行者に対し、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

19. 自衛消防隊長の責務

- (1) 自衛消防隊長は、自衛消防協議会会長の命令を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等、消防隊との連携を密にしなければならない。
- (2) 自衛消防隊長の代行者は、自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って自衛消防隊長の任務を代行する。

20. 地区隊長の責務

- (1) 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。
- (2) 地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

21. 本部隊の任務

- (1) 本部隊は、協議会の管理する区域で発生する火災における初動対応及び全体の統制を行う。
- (2) 本部隊は、次の活動を行うものとする。
 - (ア) 本部隊の通報連絡班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。
 - (イ) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班は、現場員として災害等発生場所における任務に当たる。
 - (ウ) 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。
 - (エ) 現場員は、地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、応急救護、安全防護の任務に当たる。

22. 地区隊の任務

- (1) 地区隊は、当該地区隊の管理する区域で発生する火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。
- (2) 火災が発生した区域を管理する地区隊以外の地区隊は、自衛消防隊長の命令による自衛消防活動を行う。

23. 通報連絡

- (1) 火災を発見した者は、直ちに119番（消防機関）へ通報するとともに、統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者などに連絡すること。
- (2) 本部隊の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。
 - (ア) 本部員として活動拠点における任務に当たる。
 - (イ) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、直ちに119番通報する。
 - (ウ) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者へ避難誘導放送を行う。
 - (エ) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (オ) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
- (3) 地区隊長の通報連絡班は、次の活動を行うものとする。
 - (ア) 出火場所、火災の規模、燃えているもの、延焼の危険の確認
 - (イ) 消火活動状況、活動人員の確認

- (ウ) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
- (エ) 区画形成状況の確認
- (オ) 危険物等の有無の確認
- (カ) 前（ア）から（オ）の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達
- (キ) 情報収集内容の記録

24. 消火活動

- (1) 火災発生場所の近くにいる者は、従業員などと協力して初期消火を行うこと。
- (2) 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止に当たる。
- (3) 地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。また、地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。

25. 避難誘導

- (1) 本部隊の避難誘導班は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導する。
- (2) 本部隊及び地区隊の避難誘導班は、次の事項に従い、担当地区等の避難誘導に当たる。
 - (ア) エレベーターによる避難は、原則として行わない。
 - (イ) 屋上への避難は、原則として行わない。
 - (ウ) 避難誘導班を非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路などに配置する。また、忘れ物などのために、再び建物内に入る者がないようにする。
 - (エ) 避難誘導は、携帯拡声器、懐中電灯、警笛などを活用して、避難する者に避難の方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、避難誘導する。
 - (オ) 逃げ遅れた者や負傷者などの情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
 - (カ) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者等の有無を確認し、本部に報告する。

26. 応急救護

- (1) 本部隊の応急救護班は、必要に応じて一時集合場所等に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。
 - ・一時集合場所は、_____とする。
- (2) 応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院へ搬送できるように適切に対応する。
- (3) 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度などの記録をする。
- (4) 救護所を設ける必要がないときは、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。
- (5) 逃げ遅れた者の情報を得た場合は、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段などの安全な場所へ救出する。
- (6) 統括防火・防災管理者は、各事業所の応急救護に関する資格保有者を、本部隊の応急救護班及び地区隊の応急救護班として配置するよう、各管理権原者と事前に協議を行い

定めておく。

27. 安全防護措置

安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッターなどの閉鎖、水損防止作業及びその他防火施設に対する必要な措置を行う。

28. 通報連絡の方法

- (1) 防災センター勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに電話などで火災の状況を確認する。
- (2) 防災センター勤務員は、火災の確認後、直ちに119番通報をするとともに自衛消防隊長に報告し、放送設備などにより必要に応じた周知措置を講じる。なお、放送文は、別に定める放送文例による。
- (3) 各事業所の通報連絡担当は、出火場所、火災の状況等を防災センターに報告する。

29. 本部隊の要員等の装備

- (1) 本部隊の要員等に必要な装備品等は、協議会構成員が共同して整備する。
- (2) 装備品等は、自衛消防隊長が定める。
- (3) 地区隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、協議会構成員が整備するものとし、各事業所の消防計画に定める。
- (4) 本部隊の要員等の装備品等は、次のとおりとする。

(ア) 装備品

① 個人用装備

品名	数量等
防火衣	○着
ヘルメット	○個
警笛	○個
携帯用照明器具	○器
携帯用無線機	○機

② 隊用装備

消火器	○器
とび口	○本
ロープ	○m×○本
携帯拡声器	○器
バール、ジャッキ	○個
担架	○基
応急手当用具	○式

(イ) 装備品等の管理

本部隊の要員等の装備品等は、（例）防災センターに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理し、地区隊の装備品等の管理は、各事業所の消防計画に定める。

30. 防災センターによる消防用設備等の集中管理

防災センターにおいて、消防用設備等の総合操作盤及び制御装置などの監視・操作等を常時行うことができるよう集中して管理する。

31. 防災センターを中心とした自衛消防活動体制

- (1) 統括防火・防災管理者（※統括管理者）は、災害活動上必要な情報並びに防災センターの機能及び人員を有効に活用して、防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立して、維持管理を行う。
- (2) 全ての協議会構成員は、災害活動の拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報を提供するとともに、統括防火・防災管理者（※統括管理者）が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるよう協力しなければならない。

32. 防災センター勤務員等の対応

防災センター勤務員等は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたとき、次の対応を行うものとする。

- (1) 1名以上の防災センター勤務員等を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話などを持って現場へ急行する。
- (2) 現場へ急行した防災センター勤務員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。また、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに119番通報をする。
- (3) 防災センター等に残った防災センター勤務員等は、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切り替え、必要な事項を放送する。
- (4) 在館者の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には、感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ、暗号文を放送する。

33. 自動通報

- (1) 本部隊の通報連絡班は自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときには、消防機関からの呼び返しの電話に対応すること。
- (2) 本部隊の通報連絡班は誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。通報の中止が間に合わなかった場合は、消防機関からの呼び返し電話や119番通報等により、消防機関に誤作動であることを報告すること。

34. ガス漏えい事故防止対策

- (1) ガス設備等からのガス漏えいに伴うガス爆発及び中毒による災害等を防止するためのガス漏れ事故防止対策は、別に定めるものとする。
- (2) ガス漏れ火災警報設備などによりガスの漏えいを知った者は、直ちに統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者に報告し、従業員などが協力して、ガス爆発及び中毒などの発生を防止すること。また、必要があれば、遅滞なく119番（消防機関）へ通報すること。

35. 休日・夜間などの営業時間外における自衛消防活動体制

- (1) 休日・夜間などの営業時間外等における自衛消防隊は、別表9「営業時間外等の自衛消防組織の組織編成表」のとおりとする。
- (2) 休日・夜間などの営業時間外等に発生した災害等に対しては、次の事項を行うこと。
 - (ア) 火災を発見した場合は、直ちに119番（消防機関）へ通報し、初期消火活動を行

うとともに、在館者（従業員、客など）に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火・防災管理者等の関係者に速やかに連絡する。

- (イ) 営業時間外に発生した災害などには、在館中の事業所の従業員などが協力して対応すること。
- (ウ) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに火災現場への誘導を行う。
- (エ) 事業所の防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害などにより被害が生じた場合は、統括防火・防災管理者に報告すること。

(第2-5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導)

36. 消防隊に対する情報提供等

- (1) 火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を_____に配置する。
 - (ア) 建物等の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表
 - (イ) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
 - (ウ) 防火・防災管理維持台帳
- (2) 火災、地震その他の災害等が発生した際は、（例）1階防災センター前に消防隊の誘導のための誘導員を配置し、消防隊を災害現場に誘導する。

(第2-6 防火・防災教育等)

37. 防火・防災教育

- (1) 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行うこと。
- (2) 従業員に対する防火・防災教育は、事業所の消防計画に基づき実施する。
- (3) 防火・防災教育の実施時期については次のとおりとする。
 - (ア) 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の実施時期は、次のとおりとする。
 - ・(実施時期)：_____
 - (イ) 管理権原者は、統括防火・防災管理者や各事業所の防火・防災管理者及び火元責任者などに対する知識及び技能の向上を図るため、消防機関などが実施する防火・防災関連の講習等に積極的に参加させるように努める。

38. 防火・防災教育の内容

統括防火・防災管理者が行う防火・防災管理業務に従事するものに対する防火教育の内容は次の事項とする。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の内容の周知
- (2) 防災センターなどの役割とその重要性
- (3) 各事業所の権原の範囲とその責務に関する事
- (4) 自衛消防隊の編成とその任務に関する事
- (5) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱に関する事
- (6) 廊下、階段、避難口、防火区画、防煙区画などの避難施設の維持管理に関する事
- (7) 地震及びその他の災害等に関する事項

(8) 警戒宣言の発令及び東南海・南海地震に係る注意が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項

(9) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

39. 防火・防災管理に係る資格管理

管理権原者は選任した、統括防火・防災管理者、事業所の防火・防災管理者などの防火・防災管理に係る資格について把握し、必要な場合は再講習などを受講させること。

40. 自衛消防隊の本部隊員などの教育

自衛消防隊の本部隊員となる防災センター勤務員などの教育は、統括防火・防災管理者が実施計画表を作成し、個人及び全体の教育を実施、その都度効果確認を行い記録しておく。

41. 防災センター勤務員の育成

管理権原者は、防災センターなどにおいて、消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視、操作等に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う統括管理者、本部隊の各班長などの育成及び必要な講習の受講促進を計画的に行う。

42. 放火の防止対策

統括防火・防災管理者は、次に防火対策を推進すること。

- (1) 建物内外の可燃物等を除去すること
- (2) 物置、空室、雑品倉庫棟の施錠管理を徹底すること
- (3) 挙動不審者を発見した場合は、警察などに連絡するとともにその者の行動を監視すること。また、声掛けなどを実施する場合は、複数人で対応すること
- (4) 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物を除去すること
- (5) その他： _____

43. 工事中の安全対策

- (1) 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替えなどの工事が行われる場合には、その工事が行われる事業所の防火・防災管理者などと協力して「工事中の消防計画」を作成し、消防機関へ届け出ること。
- (2) 統括防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切り変更・内装等の変更工事又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、これらの工事などの計画内容や現場の確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うこと。

第3 大規模地震対策

(第3-1 大規模地震に備えての事前計画)

44. 防災についての任務分担

管理権原者は、別表2の権原の範囲などにに基づき、点検、検査の任務分担を行う。

45. 建物等の点検及び補強

- (1) 統括防火・防災管理者は、建物及び建物に付随する施設物（看板、装飾塔など）の倒壊、転倒、落下防止策の状況を把握し、必要に応じて補強すること。
- (2) 統括防火・防災管理者は、国や県が作成又は公表する地震の被害予想などに基づき、建物への延焼、倒壊などの危険実態を把握するよう努めること。

46. 避難施設などの点検及び安全の確保

53. 連絡手段の確保

自衛消防隊長は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、自衛消防隊編成員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておく。

54. 在館者の一斉帰宅の抑制

(1) 地震により公共交通機関が運行を停止し、当分間、復旧の見通しがなくなった場合に、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者が施設内に待機している体制を整えておく。

(2) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して災害時に在館者（従業員、客）などが安全に待機できる場所を確保させ、維持管理を行わせること。また、統括防火・防災管理者は、震災時に在館者が安全に待機できる場所（建物内待機場所）及び防火対象物の備蓄品の維持管理を図る。

(ア) 建物内待機場所： _____

(イ) 備蓄品：別表 10 「一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄」のとおり

(3) 建物の被害の状況や建物周辺の状況から、建物内での待機の安全性が確保できない場合の避難場所（市の指定避難場所）を定め、そこまでの避難経路図（別図 1）を作成し、従業員などに周知すること。

指定避難場所名： _____ (所在地) _____

55. 帰宅困難者への情報提供

統括防火・防災管理は、鉄道などの公共機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波、火災などの情報の把握に努め、館内放送などを活用し、在館者（従業員、客など）に情報提供すること。

56. 災害の予防

各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して、震災訓練などを実施した結果の確認及び検証などを行わせ、不備や追加事項があれば、計画を変更させること。

(第 3 - 2 大規模地震発生時の活動計画)

57. 大規模地震発生時の自衛消防隊の任務

(1) 大規模地震が発生した場合又は「防火・防災管理に係る協議会」の会長が必要と認める場合は、災害対策本部を設置する。

(2) 大規模地震が発生した場合の自衛消防活動は、「第 2 - 4 自衛消防活動等」に準じて自衛消防活動を行う。

(3) 大規模地震発生時の自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。

(4) 各事業所の自衛消防隊長は、管轄地区の被害及び活動の状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに自衛消防隊長に遅滞なく報告する。

(5) 被害の無い事業所又は活動が終了した事業所の自衛消防隊は、自衛消防隊長からの要請があった場合は、協力して活動を行う。

58. 緊急地震速報の活用

統括防火・防災管理者は、別表 11 「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火教育などの機会に緊急地震速報の受信方法及び活用方法などについて、従業員などに周知し、効果的な活用を図るように努める。

59. 地震発生直後の報告

- (1) 地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を自衛消防隊長に報告する。

60. 地震発生直後の指示

- (1) 地震発生直後、自衛消防隊長は、全体の被害状況を把握し、本部隊及び地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 自衛消防隊長は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガスなどが流出又は漏えいした場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行うとともに、必要な場合は、119番（消防機関）などに通報すること。

61. 地震時の活動

- (1) 各防火・防災管理者は、情報収集、初期救助・初期救護及び帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。
- (2) 地震時の消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害が最も大きいところを優先して活動するほか、情報収集等については次による。

(ア) 情報収集

- ① 本部隊の通報連絡班は、周囲の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講じる。
- ② 地区隊の通報連絡班は、それぞれの地区の被災状況を本部隊の通報連絡班に報告する
- ③ 防災センターの総合操作盤などの障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集等を行う。

(イ) 初期救助、初期救護

- ① 本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり、閉じ込められたりした人の把握に努め、救出救護活動に当たる。
- ② 本部隊の要員等の装備のほか、必要な救出救護用資器材の装備は、防火・防災管理係る協議会で協議して準備し、_____に保管する。
- ③ 地区隊の応急救護班の任務及び必要な装備は、各事業所の消防計画に定める。
- ④ 地域周辺で救助や消火が必要な場合は協力する。

(ウ) 避難誘導

- ① 本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、指定避難場所へ誘導する。
- ② 地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班に報告する。

62. 周辺地域の事業所及び住民との連携

- (ア) 自衛消防隊長は、防火対象物内の安全が確認できた場合は、応援協定に基づく応援に移行する。
- (イ) 応援協定に基づく応援を行う場合は、自衛消防隊長に報告する。

63. 安否確認

自衛消防隊長は、自衛消防隊編成員及び事業所の安否確認結果を把握する。

64. 従業員等の施設内待機等

- (1) 自衛消防隊長は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者（従業員、客など）に対して、むやみに移動を開始しないように館内放送などで広報する。
- (2) 地区隊長は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、自衛消防隊長に報告する。
- (3) 自衛消防隊長は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認し、管理権原者へ報告する。
- (4) 管理権原者は、自衛消防隊長からの報告及び別表 1 2「避難判断基準」を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。
- (5) 自衛消防隊長は、施設内の消防用設備等が損壊している場合は、次の措置を行う。
 - (ア) 施設内における火気使用設備器具等の使用の中止
 - (イ) 消火器の増設・設置位置の周知
 - (ウ) 定期的な巡回監視
- (6) 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、習志野市等から得られる一時滞在施設の開設情報を基に、自衛消防隊長等に従業員等を誘導させる。

65. 時差退社の実施

自衛消防隊長は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況などから判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、従業員等に対して方面別の集団帰宅を促す。

(第 3 - 3 施設再開までの復旧計画)

66. 地震後から使用再開までの対策

- (1) 施設の再開については、防火・防災管理に係る協議会が協議の上、決定し、二次災害発生防止措置を行った後に、再開の時期等を決め各事業所に周知する。
- (2) 地震後から使用再開までの安全措置等については、それぞれの事業所の消防計画による。

67. ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

- (1) 自衛消防隊長は、ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
- (2) 自衛消防隊長は、震災後の二次災害発生を防止するために、自衛消防組織の編成に準じた地区ごとに点検、検査を行い次の措置を行う。
 - (ア) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止を行う。
 - (イ) 危険物等からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立ち入り禁止措置を行う。
 - (ウ) 倒壊、落下危険等のある場合は、立ち入り禁止措置を行う。

68. 復旧作業等の実施

統括防火・防災管理者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に関わる工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。
- (2) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化す

ること。

- (3) 復旧作業時又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立ち入り禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者に周知徹底すること。

第4 火災及び大規模地震以外の災害対策

(第4-1 大規模テロ等に伴う自衛消防対策)

69. 自衛消防活動の原則

大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定する。

70. 事業所で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合

大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した事業所は、速やかに自衛消防隊長に連絡し、各事業所はそれぞれの消防計画に定める活動を行う。

71. 近隣地域で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合

72. 自衛消防隊長は、行政機関からの警報の発令等の情報を速やかに伝達できる体制をとり、必要に応じて、在館者に伝達する。

73. 避難誘導

- (1) 行政機関から避難の指示がなされた場合、自衛消防隊長は、パニック防止に配慮しながら各地区隊の避難誘導班と連携して、在館者を指定された場所まで避難させる。この場合、逃げ遅れる者がいないように、地区隊長に適宜、人員確認を行わせる。

74. (第4-2 大雨・強風対策)

75. 大雨・強風等に備えての予防措置

- (1) 統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体における大雨・強風等に備えて、建物内外の情報収集、水防用資機材の配置などの措置を講じる。
- (2) 各事業所の防火・防災管理者等が、自主点検、検査にあわせて大雨・強風等による被害を未然に防止するための措置は、各事業所の消防計画に定める。

76. 大雨・強風等による被害発生危険が高まった場合の措置

- (1) 大雨洪水警報の発令、急激な豪雨など、被害発生危険が高まった場合、自衛消防隊長は、防火・防災管理者に対して、事業所の消防計画に定める措置を行わせる。

77. 自衛消防活動

- (1) 大雨・強風等に係る自衛消防活動は、自衛消防隊及び地下部分を担当する地区隊で行うことを原則とする。ただし、自衛消防隊長は人員が不足する等必要に応じて、他の地区隊に応援を求めることができる。

(第4-3 受傷事故等に係る対策)

78. 防火対象物の応急救護能力の向上

- (1) 統括防火・防災管理者は、自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るため、各事業所の応急救護に関する資格保有者の状況の把握や救命講習等の受講促進について、各管理権原者と事前に協議しておく。

79. 応急救護資機材の配置

- (1) 管理権原者は、本部隊の配置する応急救護資機材のほか、防火対象物等内の受傷事故

に即時対応できるように地区隊においても、応急救護資機材を配置するよう努める。

80. 受傷事故等発生時の連絡体制の確保

- (1) 統括防火・防災管理者は、防火対象物内において受傷事故等が発生した場合の連絡先を事前に定め、各自衛消防隊員に周知徹底を図る。

81. 受傷事故等発生時の活動

- (1) 受傷事故等発生時の自衛消防活動は、各事業所の消防計画に定めるところによる。

(第4-4 火災以外の災害に対する自衛消防隊の活用)

82. 火災以外の災害における自衛消防隊

- (1) 火災以外の災害が発生した時における自衛消防隊の組織、権原及び責務、その他防災センター等を中心とした自衛消防体制等については、火災時における当該事項を定めて「第2-4 自衛消防活動等」の例による。
- (2) 営業時間外において火災以外の災害が発生した場合は、「35.休日・夜間などの営業時間外における自衛消防活動体制」の例による
- (3) 火災以外の災害が発生し、火災時における自衛消防隊の編成による活動では対応が困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強若しくは移動し、又は新たな任務を付与するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

第5 雑則

83. その他

附則

この計画は、 年 月 日から施行する。

別表1（項目3（3）イ、項目6（2）関係）

（例）_____の防火・防災管理に係る協議会及び

自衛消防に関する協議会構成員一覧表

（構成員一覧）

建 物 所 有 者	(職・氏名) 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇			(所在地) 〇〇県〇〇〇市〇〇〇 〇〇丁目〇番〇号 (電話番号)1234-567-〇〇〇〇		
	番号	事業所名	管理権原者 (職・氏名)	防火・防災管理者 (職・氏名)	使用 階等	建物所有者 との関係
1	スーパー〇〇〇〇	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	店長 〇〇〇〇	1～4 階	賃借	123- 4567
2	△△△食堂	株式会社△△△ 代表取締役 △△△△	店長 △△△△	5階	賃貸	123- 0000
3	株式会社〇〇〇〇	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	総務課長 〇〇〇〇	6～7 階	建物所有者	000- 0000

（役員一覧）

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号	備考
会 長 (代表者)					
副 会 長					
統括防火・防災 管理者					
自衛消防組織	自衛消防協議会	(例)「防火・防災に係る協議会」と兼ねる			
	統括管理者	(例) 統括防火・防災管理者が兼務する。			
事務局					

別表 2 (項目 1 2 関係)

の管理権原者の権原の範囲

(オモテ面)

所有者 (法人の場合は名称及び代表者名)		所有部分	権限の範囲			
株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		建物全体	1 階～5 階の共有部分及び 6, 7 階			
番号	事業所名	管理権原者 (職・氏名)	権原の範囲	使用 階等	建物所有者と の関係	電話番号
1	スーパー□□□	株式会社□□□ 代表取締役 □□□□	1～4 階の 占有部分	1～ 4	賃借	123-4567
2	△△△食堂	株式会社△△△ 代表取締役 △△△△	5 階の 占有部分	5	賃借	123-0000
平面図 (権原範囲図)						
(階)			(階)			

別表 2 (項目 1 2 関係)

(ウラ面)

平面図 (権原範囲図)	
(階)	(階)
(階)	(階)
(階)	(階)

別表3 (項目13(3)関係)

「自主点検表(消防用設備)」 実施日： 年 月 日 (オモテ面)

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー 設備	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備、欠陥有り ⊗・・・即時改修が必要

別表3 (項目13(3)関係)

「自主点検表(消防用設備)」 実施日： 年 月 日 (ウラ面)

実施設備	確認箇所	点検結果
ガス漏れ 火災警報設備	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損等がないか。	
誘導灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント 設備	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考欄		
検査実施者 (職・氏名)		統括防火・防災管理者確認 欄

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備、欠陥有り ⊗・・・即時改修が必要

※ 不備、欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告すること。

別表4 (項目13(3)関係)

「自主検査表(防火対象物)」 実施日： 年 月 日 (オモテ面)

実施項目		確認箇所	検査結果
建物構造	基礎部	・上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	柱・はり・壁・床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	天井	・仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	窓枠・サッシ・ガラス	・窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	屋外階段	・各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	手すり	・支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	消防隊非常用進入口	・表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火設備	外壁の構造及び開口部等	・外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ・外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ・防火戸は円滑に開閉できるか。	
	防火区画	・防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ・階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ・自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ➤ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ➤ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ・防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ・防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ・防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避難施設	廊下・通路	・有効幅員が確保されているか。 ・避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	階段	・手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ・階段室の内装は不燃材料になっているか。 ・階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ・非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	避難階の避難口(出入口)	・扉の開放方向は避難上支障ないか。 ・避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ・避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

別表4 (項目13 (3) 関係)

「自主検査表 (防火対象物)」 実施日： 年 月 日 (ウラ面)

火気設備器具	厨房設備、ガスコンロ、湯沸器	<ul style="list-style-type: none"> 可燃物品からの保有距離は適正か。 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 			
	ガス及び石油ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> 自動消火装置は適正に機能するか。 火気周囲は整理整頓されているか。 			
電気設備	変電設備	<ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 変電設備に異音、過熱はないか。 			
	電気器具	<ul style="list-style-type: none"> タコ足の接続を行っていないか。 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 			
危険物施設	少量危険物貯蔵取扱所	<ul style="list-style-type: none"> 標識は掲げられているか。 掲示板 (類別・数量等) には、正しく記載されているか。 換気設備は適正に機能しているか。 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 整理清掃状況は適正か。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 			
	指定可燃物貯蔵取扱所	<ul style="list-style-type: none"> 標識は掲げられているか。 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 整理整頓 (集積) の状況は良いか。 			
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者 確認	
(構造関係)	年 月 日	(火気設備器具)	年 月 日		
(防火関係)	年 月 日	(電気設備)	年 月 日		
(避難関係)	年 月 日	(危険物施設)	年 月 日		

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備、欠陥有り ⊗・・・即時改修が必要

※ 不備、欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告すること。

別表5（項目15（2）関係）

消防訓練実施結果記録書（オモテ面）

実施日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
実施根拠	消防計画の定期・臨時・応援協定	実施計画書	有・無
実施場所		参加人員	名
実施範囲	建物： 全体 ・ 部分（ 棟 階）		
	参加事業所・参加部門		
実施区分	実働 ・ 体験 ・ 確認 ・ 図上研究		
実施内容 (1～3については訓練内容を記す。)	1 総合・消火・消火実放水・通報・避難・検証 2 安全防護・応急救護・地震 3 隊任務・編成・基礎行動・規律 4 消防技術会参加・出初式参加・消防演習参加		
訓練対象者	・従業員（全員・一部）、パート、アルバイト ・自衛消防隊員（全員・一部・特定の人） ・自衛消防隊 本部・地区隊（全員・一部） ・防災センター勤務者		
訓練想定	火災・地震・その他（ ）	発災階（ ）	場所（ ）
訓練指導者	職 氏名		
結果への意見	全体評価 推奨事項・反省点		
記入者	職 氏名		

別表5（項目15（2）関係）

消防訓練実施結果記録書（ウラ面）

		主な訓練内容	実技実施者・体験者名簿
1		自衛消防隊の各任務確認	
2		火災発見時の周知方法	
3		119番通報要領	
4		防災センター、自衛消防隊への連絡要領	
5		在館者への情報伝達、避難指示要領	参加人員 名
6		避難誘導・介助要領	参加人員 名
7		応急救護の措置要領	
8		逃げ遅れ者の確認要領	
9		自衛消防隊本部の設置・運用要領	
10		身体防護（従業員等）、安全確保要領	参加人員 名
11		避難要領（従業員等）	参加人員 名
12		防災センターの運用、活用要領	
消防用設備等	1	自火報受信機、非常ベルの取扱要領	
	2	火災通報装置の取扱要領	
	3	放送設備、インターホンの取扱要領	
	4	消火器具、屋内消火栓の取扱要領	
	5	消火器、屋内消火栓の実放水体験	
	6	S P、泡消火設備等の取扱要領	
	7	避難器具の取扱要領	
防火設備・避難設備等	1	防火戸、防火シャッターの操作取扱要領	
	2	エレベーター、エスカレーターの停止要領	
	3	非常口、避難口、避難通路の確保要領	
	4	非常用エレベーター、排煙設備の操作要領	
その他			

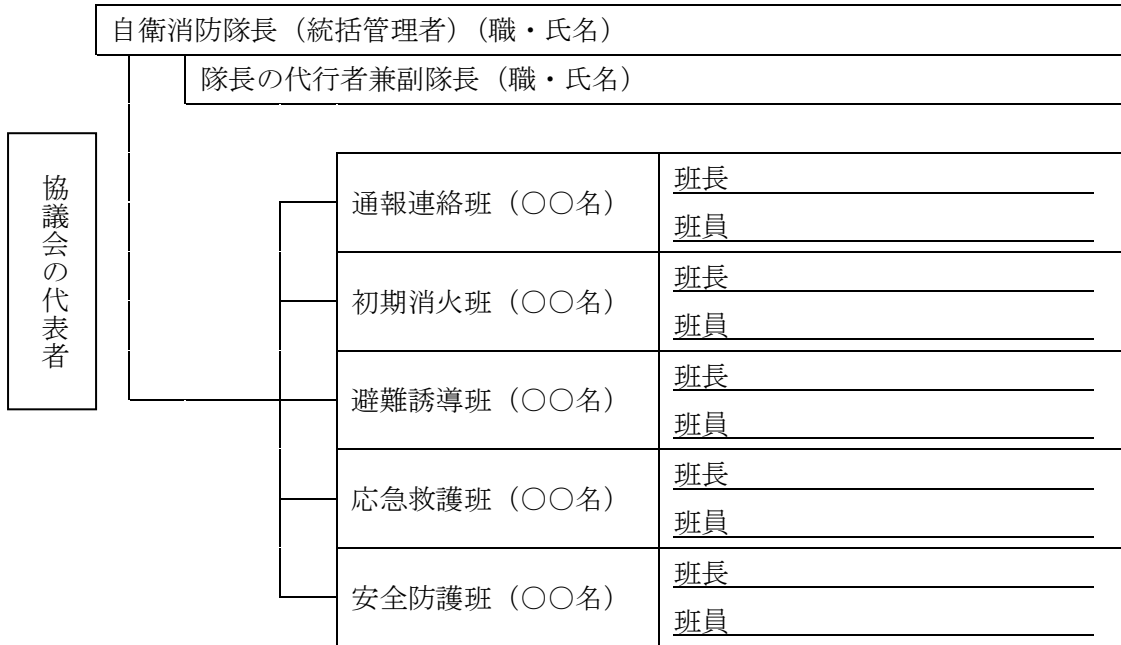
別表6 (項目7 (5) (ア) 関係)

「自衛消防組織の編成と任務 (編成表)」

自衛消防隊編成表 (営業時間帯〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分)

自衛消防組織要員 (消防法第8条の2の5 該当・非該当)

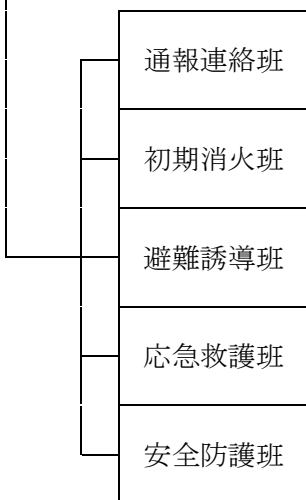
【本部隊】



【地区隊】

〇〇地区隊 (〇〇株式会社)

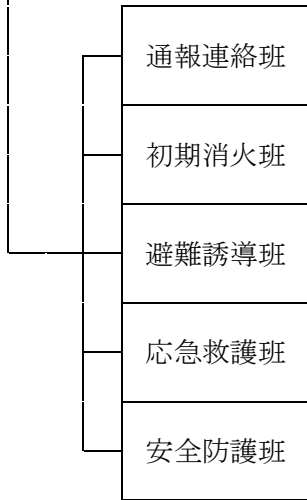
地区隊長: _____



〇〇地区隊の編成は、
〇〇の消防計画に定める

△△地区隊 (△△株式会社)

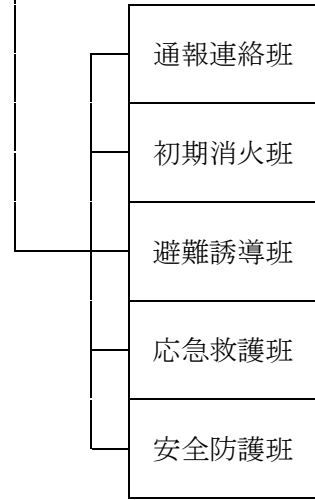
地区隊長: _____



△△地区隊の編成は、
△△の消防計画に定める

□□地区隊 (□□株式会社)

地区隊長: _____



□□地区隊の編成は、
□□の消防計画に定める

別表 7 (項目 17 (5) (イ) 関係)

「自衛消防組織の編成と任務 (資格管理表)」

自衛消防組織 (消防法第 8 条の 2 の 5 該当・非該当)

配置等	職名・氏名	保有資格等	特記事項
管理権原者			
(本部隊)			
自衛消防隊長 (統括管理者)			
自衛消防隊長 の代行者			
自衛消防隊長 の代行者 (副)			
自衛消防業務講習 修了者			

※ 1 本表を新規に作成した場合は、自衛消防組織設置届出にその写しを添付すること。また、本表に変更があった場合は、変更の都度、最新の内容に修正すること。

※ 2 表中の「自衛消防業務講習修了者」：自衛消防業務講習の課程を修了した者のこと

※ 3 特記事項欄には、自衛消防隊長が防火管理者の場合は、その旨、代行者の代行可能時間帯、中核となる要員の指定

※ 4 一部委託先従業員の場合、特記事項欄に派遣元事業所名を記入する

別表8（項目17（5）（ウ）関係）

自衛消防組織の編成と任務（任務表）

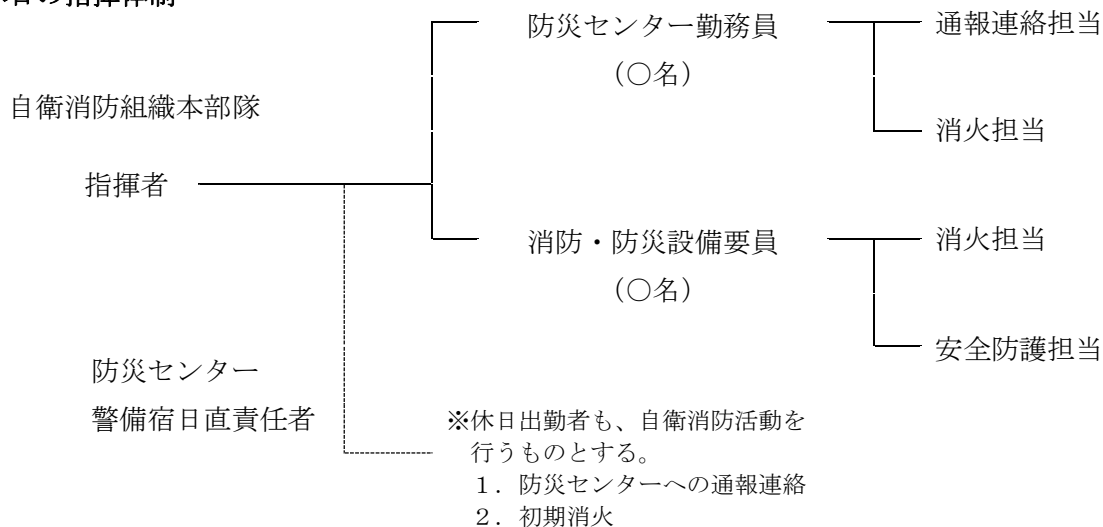
【 本部隊の任務 】

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
連絡情報班	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防機関への通報及び通報の確認 ② 館内への非常放送及び指示命令の伝達 ③ 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） ④ 逃げ遅れ・負傷者等の情報収集 ⑤ 地区隊への情報収集 ⑥ 地区隊との連絡調整、指示命令 ⑦ 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供 	<p>通報連絡班は、情報収集担当として編成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関等により警戒宣言等の発令に関する情報を収集し、自衛消防隊長に連絡する。 ② 周辺地域の状況を把握する。 ③ 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 ④ 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 ⑤ 在館者の調査 ⑥ その他
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火階に直行し、屋内消火栓・消火器等による消火作業に従事 ② 地区隊が行う消火作業への指揮指導 ③ 消防隊との連携及び補佐 	<p>初期消火班は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。</p>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 ② 非常口の開放及び開放確認 ③ 避難上障害となる物品の除去 ④ 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ⑤ ロープ等による警戒区域の設定 	<p>避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。</p>	<p>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。</p>
応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急救護所の設置 ② 負傷者の応急処置 ③ 救急隊との連携、情報の提供 ④ 逃げ遅れの救出 	<p>応急救護班は、情報収集担当として編成する。</p>	<p>上記の通報連絡班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。</p>
安全防護班	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 ② 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 ③ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 	<p>安全防護班は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>上記の初期消火班の任務と同様とする。</p>

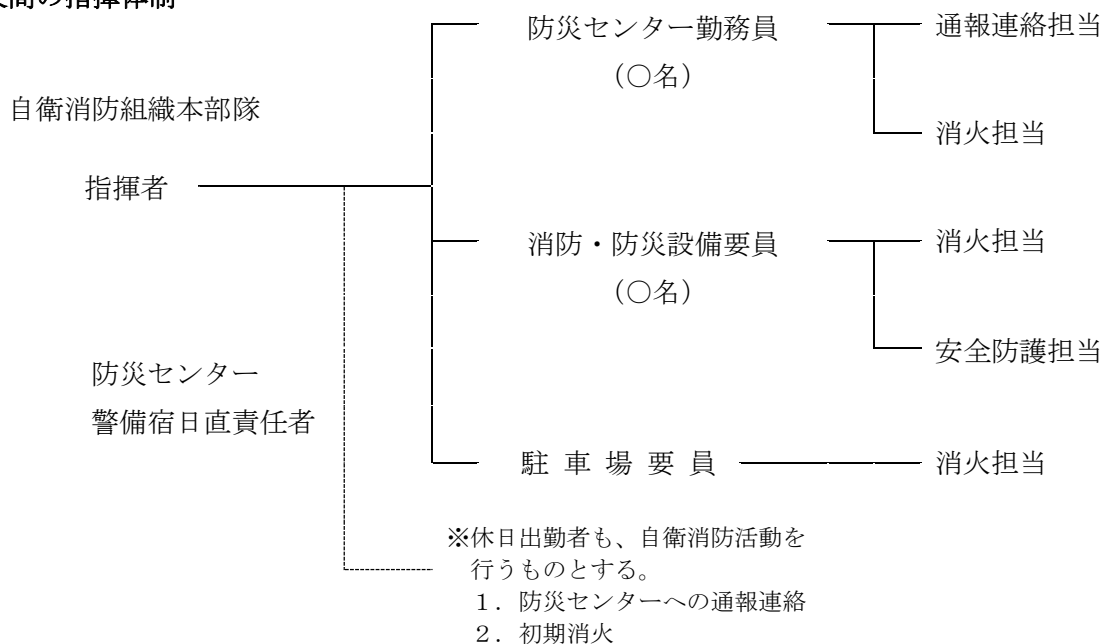
別表9 (項目35 (1) 関係)

営業時間外等の防火対象物自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



3 活動要領

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報する。なお、連絡を受けた関係者は、現場に駆けつける。
- (2) 消防隊には、火災の発見状況、延焼状況等の情報等を速やかに提供し、出火場所へ誘導を行う。
- (3) 活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

別表10 (項目54(2)(イ)関係)

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄(例)

備蓄場所	備蓄品(1日分)		〇人/3日分備蓄量
△階 倉庫内	食料品(例示)	アルファ米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) など	
	飲料水(例示)	ミネラルウォーター(3リットル) など	
	救急医療薬品類(例示)	消毒液、絆創膏、風薬 など	
	災害時要援護者用(例示)	簡易ベッド、乳幼児用食品、粉ミルク、哺乳器、車いす など	
	その他物資(例示)	毛布、保温シート、簡易トイレ、ブルーシート類、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、非常用発電機、工具類、ヘルメット、軍手、地図、拡声器、 など	

備蓄場所	備蓄品(1日分)		〇人/3日分備蓄量
□階 備品庫内	食料品(例示)	アルファ米(3食分) 乾パン(1缶) 缶詰(3缶) など	
	飲料水(例示)	ミネラルウォーター(3リットル) など	
	救急医療薬品類(例示)	消毒液、絆創膏、風薬 など	
	災害時要援護者用(例示)	簡易ベッド、乳幼児用食品、粉ミルク、哺乳器、車いす など	
	その他物資(例示)	毛布、保温シート、簡易トイレ、ブルーシート類、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、非常用発電機、工具類、ヘルメット、軍手、地図、拡声器、 など	

別表 1 1 (項目 5 8 関係)

緊急地震速報利活用マニュアル(例)

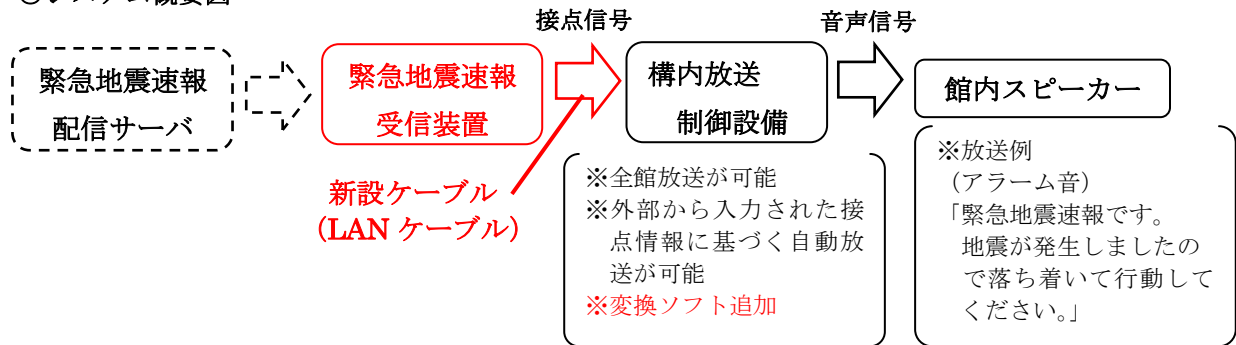
○目的

このマニュアルは、緊急地震速報を利活用することにより、地震災害への迅速な初動対応を行い、施設の保安並びに職員及び来客者の安全確保を図ることを目的とする。

○対象範囲 (施設)

対象範囲は、本施設の利用者、対象者は全ての従業員等

○システム概要図



○速報基準及び速報内容

気象庁から緊急地震速報が発表された場合にその内容を迅速に伝える。

(例) 「(報知音)ただいま緊急地震速報が発表されました。当館は耐震化されていますので安全ですが、念のため、頭を保護し、落ち着いて係員の指示に従ってください。」

○職員等の対応

1) 事務室における職員の対応

①	周りに来客者が無い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。 ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
②	来客者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ あわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかける。 ・ 事前に設定してある安全な場所に誘導し、頭を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。

2) 食堂、喫茶室等での対応

厨房内	<ul style="list-style-type: none"> ・ その場で火を消せる場合は消火する。 ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。
フロア内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所 (例えば床) に置く。 ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
利用者への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導 (熱湯に注意)。 ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導。

○訓練

- 庁内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練(放送を行い一時的に対処行動をとる)については、定期的を実施する。
- 毎年定期的を実施する防災訓練等において、緊急地震速報を利活用する。
- その他、訓練の詳細については、訓練実施要領に定める。

○周知・広報

- 1) 広報誌、HPにより、緊急地震速報についての周知を行う。
- 2) 職員その他の庁舎常勤者 (福利厚生施設、記者クラブを含む)
 - ① このマニュアルを全員に配布
 - ② 緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施
- 3) 外来者
 - ① 庁舎出入り口 (正面及び南口。以下同じ。) に、緊急地震速報発表時の対応について示す看板を設置するとともに、庁舎内の各階掲示板 (喫茶、食堂等を含む) 等を利用してポスターの掲示を行う。
 - ② 外来者に対し、入庁時に緊急地震速報発表時の対応について記載したビラを配布する。

注：上記の例は一般的な検討項目について、簡易にまとめてあるものです。そのため、実際のマニュアルの作成に当たっては、それぞれの利用者の業務内容等により、具体的な検討が必要となります。

別図1 (項目54(3)関係)

指定避難場所までの避難経路図

